本号で公布された法令のあらまし

◇家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一六九号）（農林水産省）

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成二三年法律第一六号）の施行期日を平成二三年七月一日とし、家畜伝染病の発生を早期に発見するための届出制度の創設等に関する規定の施行期日を同年一〇月一日とすることとした。

◇家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（政令第一七〇号）（農林水産省）

1　特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の設置義務の対象となる家畜として、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を指定することとした。（第二条関係）

2　家畜伝染病の発生を予防するための通行の制限又は遮断の手続を定めることとした。（第三条関係）

3　飼養衛生管理基準を定めるべき家畜として、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を追加することとした。（第四条関係）

4　家畜伝染病病原体の所持の許可の欠格要件における使用人の範囲を定めることとした。（第七条関係）

5　国による費用負担の対象となる売上げの減少額等の範囲の拡大

㈠　対象となる家畜について、家きんから家畜に拡大するとともに、対象となる売上げの減少額等の内容について、輸送費を追加することとした。（第九条第一号関係）

㈡　対象となる物品について、生乳、家畜人工授精用精液、家畜受精卵及び卵を定めることとした。（第九条第二号関係）

6　予防的殺処分による損失の補償の対象となる損失の範囲等

㈠　損失の補償の対象となる損失は、指定家畜について農林水産大臣が定める評価額とすることとした。（第一〇条第一項関係）

㈡　指定家畜の評価額を定めるための手続を定めることとした。（第一〇条第二項及び第三項関係）

㈢　国は、その所有する指定家畜を命令に従って殺したために損失を受けた者に対し、補償金を交付する場合には、当該命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の費用に相当する額を当該補償金と併せて交付するものとすることとした。（第一〇条第四項関係）

㈣　国が補償金を供託することができる場合を定めることとした。（第一〇条第五項関係）

7　所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

8　この政令は、平成二三年七月一日から施行することとした。ただし、1、3及び4については、同年一〇月一日から施行することとした。

◇森林法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一七一号）（農林水産省）

森林法の一部を改正する法律（平成二三年法律第二〇号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日を平成二三年七月一日とすることとした。

政　令

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百六十九号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十六号）附則第一条（第一号及び第三号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日は平成二十三年七月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年十月一日とする。

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百七十号

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十六号）の施行に伴い、並びに家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項、第八条の二第一項、第十条第三項、第十二条の三第一項、第二十一条第一項ただし書、第四十六条の六第二項第六号、第八号及び第九号（これらの規定を同法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六十条第二項並びに第六十条の二第一項及び第三項並びに家畜伝染病予防法の一部を改正する法律附則第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「しか」を「鹿」に改め、同表伝達性海綿状脳症の項の次に次のように加える。

小反芻獣疫	鹿

第一条の表高病原性鳥インフルエンザの項の次に次のように加える。

低病原性鳥インフルエンザ	きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥